

令和6年度よりん彩活動支援事業補助金募集要項

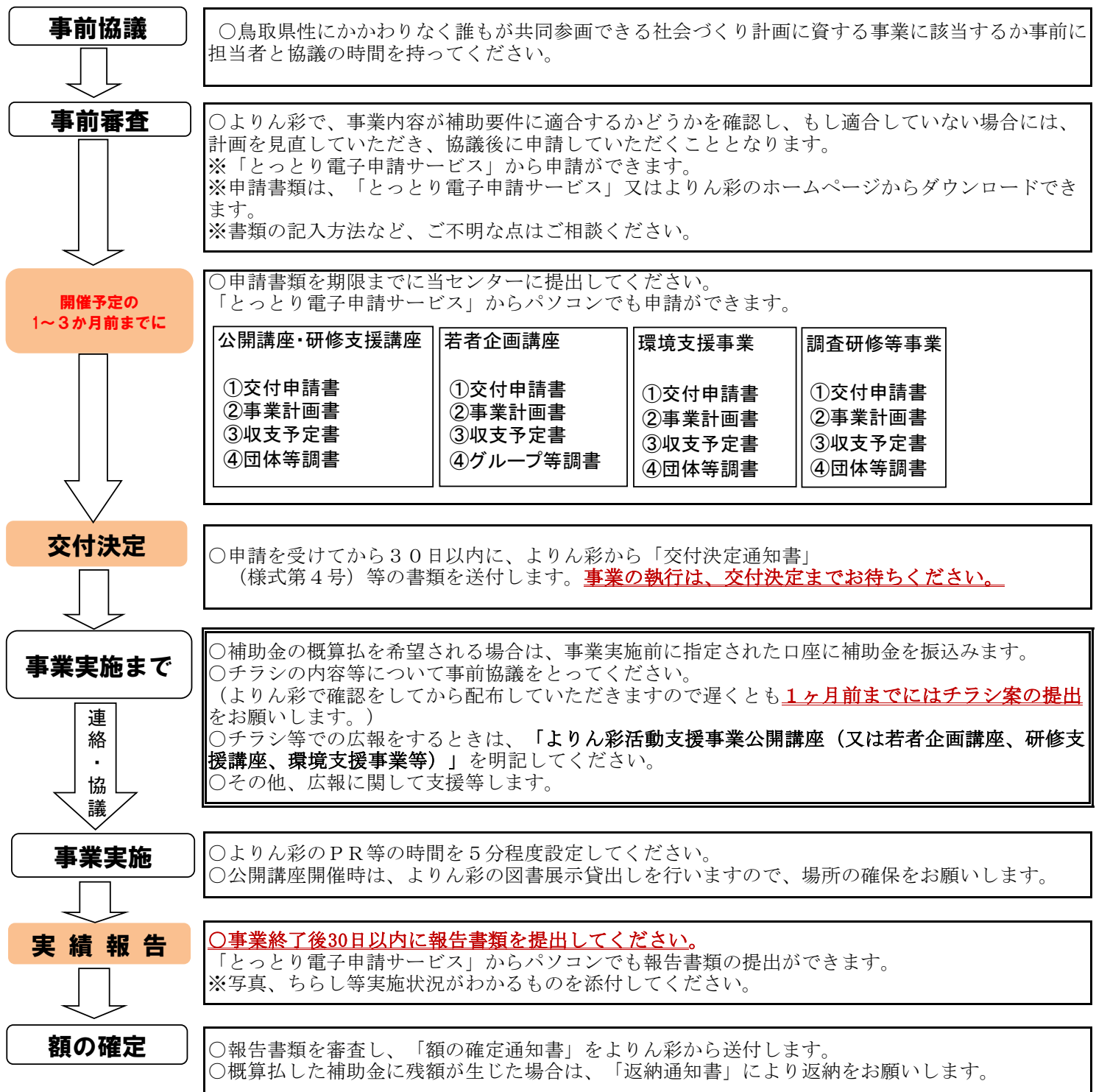
男女共同参画社会の実現に向け、鳥取県内で活動する団体や企業・若者などのグループが自ら企画し運営する、下記の要件を満たす次の事業に対して補助金を交付します。

- ・講演会・研修会等の開催（普及啓発事業）
- ・上記普及啓発事業の実施に伴う託児サービスの提供（環境支援事業）
- ・調査研究等事業

補助金の活用をお考えの方は、鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」へご相談ください。

区分	普及啓発事業			環境支援事業	調査研究等事業	
	公開講座	研修支援講座	若者企画講座			
応募要件	<p>○補助金申請を行う団体やグループ（以下、「主催団体等」という）が県内で実施する事業が、鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画で定める基本テーマと重点目標の実現に資すると判断できる事業であること。</p>					
	<p>○男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね 30名以上の参加者が見込まれること。 (リモート開催可)</p>	<p>○男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、内部の研修会として実施する事業で、概ね10名程度の参加者が見込まれること。(ただし、一般公開することは差し支えない。) (リモート開催可)</p>	<p>○男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね10名程度の参加者が見込まれること。 (リモート開催可)</p>	<p>○左記の普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供であること。なお、幼児と託児スタッフの配置割合が概ね次のとおりであること (3歳未満児) 1:1 (3歳以上児) 3:1</p>	<p>○男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容であること。</p>	
主催団体等の要件	<p>○次のア～オの全てに適合する団体等であること。 ア 3人以上で組織し、団体事務局又は活動のための拠点が鳥取県内に所在すること。 イ 事業実施体制が整っていること。 ウ 政治活動・宗教活動または営利を目的とした活動でないこと。 エ 市町村や公的機関の事業でなく、また、同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。 オ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。</p>			<p>○次のカ、キ の全てに適合する団体等であること。 カ 県内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校の学生・生徒及び地域で活動する若者(概ね20代まで)等で3人以上からなる若者のグループであること。 キ 左記要件のイ～オの全てに適合すること。</p>	<p>○普及啓発事業の主催団体等の要件に適合すること。</p>	<p>○普及啓発事業の主催団体等の要件に適合すること。</p>
	<p>※ただし、同一主催団体等に対する補助は、各区分ごとに同一年度に1回限りとする(環境支援事業は除く)。</p>					
補助率と限度額	<p>○補助率10/10 ○10万円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定)</p>	<p>○補助率10/10 ○2万5千円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定)</p>	<p>○補助率10/10 ○5万円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定)</p>	<p>○補助率1/2 ○2万5千円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定) ※公開講座・研修支援講座・若者企画との併用可</p>	<p>○補助率10/10 ○15万円を上限とする。 (募集件数は予算の範囲内で決定)</p>	
補助対象経費	<p>○ 補助事業を実施するために県が必要と認める経費 (講師謝金・講師旅費・会場費・託児費・印刷費・消耗品費・通信運搬費等)</p> <p>※1 団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、構成員に対する個人給付的な経費、事業実施に不可欠な物以外の食糧費など、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。 ※2 公開講座にあつては、会場費等への補助金の充当額は補助金額の2分の1以内とする。 ※3 鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあつては、県内事業者への発注に努めなければならない。</p>			<p>○補助事業を実施するために県が必要と認める託児費 (託児スタッフの人件費(上限1,500円/h)、旅費、託児室借上料等)</p>	<p>○調査研究事業実施に必要な経費 (旅費・通信運搬費・消耗品費・印刷製本費・人件費等)</p>	
申請時期	<p>随時 原則として開催予定日の3ヶ月前までに申請すること。ただし所長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>随時 原則として開催予定日の1ヶ月前までに申請すること。ただし所長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>随時 原則として開催予定日の2ヶ月前までに申請すること。ただし所長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>随時 公開講座・研修支援講座・若者企画との併用を希望する場合は、各事業の申請時に申請が必要。</p>	<p>随時 原則として調査研究開始の2ヶ月前までに申請すること。ただし所長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。</p>	

よりん彩活動支援事業補助金 ・ 手続きの流れ



応募・問合わせ先 〒682-0816 鳥取市倉吉市駄経寺町212-5

鳥取県男女共同参画センター よりん彩

電話 0858-23-3901

ファクシミリ 0858-23-3989

電子メール yorinsai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/yorinsai/>

よりん彩HP

